株式会社ＳＢＩ新生銀行	東京都港区六本木一丁目 株式会社ＳＢＩ新生銀行法人事務部
［略］	
二　社債等登録法施行令第一条第一項第二号本文（社債等登録法施行令第十二条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ会社（特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ会社ニ非サルモノヲ含ム）ノ会社ノ商号又ハ特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ会社ニ非サルモノノ名称	登録事務ヲ取扱フ場所
［略］	
株式会社ＳＢＩ新生銀行	東京都港区六本木一丁目 株式会社ＳＢＩ新生銀行法人事務部
［略］	
四　社債等登録法施行規則第十二条第一項ノ登録機関及其ノ支店	登録機関ノ名称
［略］	
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内一丁目 株式会社みずほ銀行資本市場部
株式会社ＳＢＩ新生銀行	東京都港区六本木一丁目 株式会社ＳＢＩ新生銀行法人事務部

備考　表中の［　］の記載は注記である。

株式会社ＳＢＩ新生銀行	東京都中央区日本橋室町二丁目 株式会社ＳＢＩ新生銀行本店
［同上］	
二　社債等登録法施行令第一条第一項第二号本文（社債等登録法施行令第十二条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ会社（特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ会社ニ非サルモノヲ含ム）ノ会社ノ商号又ハ特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ会社ニ非サルモノノ名称	登録事務ヲ取扱フ場所
［同上］	
株式会社ＳＢＩ新生銀行	東京都中央区日本橋室町二丁目 株式会社ＳＢＩ新生銀行本店
［同上］	
四　社債等登録法施行規則第十二条第一項ノ登録機関及其ノ支店	登録機関ノ名称
［同上］	
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内一丁目 株式会社みずほ銀行資本市場部

○金融庁
財務省告示第一号

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき、社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件（平成十五年金融庁財務省告示第三号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十日

金融庁長官　伊藤　豊
法務大臣　平口　洋
財務大臣　片山さつき

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
名称	所在地	名称	所在地
［略］		［同上］	
ウニクレジット　バンク　ゲーエム　ベーハー	ドイツ連邦共和国　ミュンヘン市　アラベラストラッセ　十二	ウニクレジット　バンク　アーゲー	ドイツ連邦共和国　ミュンヘン市　アラベラストラッセ　十二